



「親元近居助成制度」受け付けを開始 親元で子育てしてませんか？

子育て世帯必読！

新しく家を買いたいけれど、住宅ローンがあるし、諸費用、引っ越しのためにも資金は残しておかないと、そんなマイホームを検討中の子育て世帯を応援します！

市は、昭和40年代に始まった大規模住宅団地の開発とともに、住宅都市として発展してきました。約40年が経過した現在、急激に少子高齢化が進んでいます。若年世帯の流入・定住化などを促進するため、市内に住む親などと近居し、市内に住宅を得て居住する（建て替えのための一時転居は除く）子育て世帯を対象に、住宅取得時の登記費用の一部を助成する「川西市親元近居助成制度」の受け付けを開始します。詳しくは経営改革課 ☎ (740) 11200へ。

助成内容

登記費用として司法書士などに支払った費用に対し、20万円を上限として助成（50件を予定）

助成対象者

①27年3月31日時点で18歳以下の子どもと同居している世帯、または母子健康手帳などで出産予定であることが証明できる世帯で過去に同助成を受けたことがない人②申請

日現在、申請者世帯およびその親（申請者の配偶者の親でも可）が市内に住民登録をしていること③住民登録により、申請日現在、申請者または申請者の配偶者の親が市内に引き続き10年以上居住していることが証明できること④市内にマイホーム（自宅）を取得したこと⑤申請者および同居者が25年度に住民税を滞納していないこと⑥地域の自治会の加入に努めること⑦市に定住する意思があること

対象となるマイホーム

①建築基準法その他関係法令の基準を満たし（建築後、または改築後の完了検査が済んでいること）、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）以降に建築確認を受けた住宅、または同基準による耐震性が確保されていることが証明できる住宅②住戸専用面積（壁芯とった床面積）が、戸建て住宅については87・5平方メートル以上、共同住宅および長屋建て住宅については65平方メートル以上の住宅③申請者の名義（同居世帯員との共有名義も可）で25年11月1日から26年10月31日までに、所有権保

存登記または所有権移転登記をし、当該登記費用の支払いを行っていること

申し込み方法

市役所4階の経営改革課に備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可。サイト内検索でID番号K14970を入力）に必要な事項を書き、左表a～hの書類を添付して、11月28日（金）（消印有効）までに〒666-8501・同課へ持参か郵送を。申し込みは1世帯1申請まで。申請額合計が予算の範囲を超えた場合は抽選（i～kの書類は当選後に提出）。

申し込み時に必要な書類	
a. マイホームの登記に要した費用の領収書の写し	
b. マイホームの売買契約書の写し	
c. 建築基準法に伴う検査済証の写し	
d. 住み替え後の世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄を記載したもの）	
e. 市内に住む、申請者の親の住民票の写し	
f. 出産予定世帯の場合は母子健康手帳など診察経過の分かる書類の写し	
g. 新耐震による耐震性が確保されていることが証明できる書類	
h. 店舗兼用住宅などの場合はマイホームの面積を証明する書類などまたは申告書	
当選後に必要な書類	
i. マイホームの登記簿謄本（全部事項証明書）	
j. 申請者と申請者の親との関係が分かる書類（戸籍謄本）	
k. 住み替え後の世帯全員（税法上の扶養になっている者は除く）の25年度の区市町村住民税納税証明書	

※その他市長が特に必要があると認める書類を、提出していただくことがあります。また、住民票など市で確認できる書類は省略できる場合があります。

正後も現行の助成内容となります。

【母子家庭等医療費助成制度】

子どもの医療費助成の充実を踏まえ、母（父）子家庭世帯と他の世帯との均衡を図るため、表2の通り改正します。7月1日から、この制度の対象外となる中学3年生までの子どもで、「乳幼児等（こども）医療費助成制度」の対象となると思われる場合は、6月下旬に申請の案内を送付します。

表2 母子家庭等医療費助成制度

	現行	改正後
対象者	満18歳に達した日以降の最初の3月31日（高等学校卒業）まで（高等学校在学中の場合は満20歳の到達月まで）の子と母（父）、および父母のいない遺児	同上
母（父）および扶養義務者の所得（※1）条件	扶養親族0人で192万円未満（扶養親族が1人増えるごとに38万円加算）*児童扶養手当（受給者本人）の一部支給の基準	扶養親族0人で19万円未満（※4）（扶養親族が1人増えるごとに38万円加算）*児童扶養手当（受給者本人）の全部支給の基準
助成内容	一般（※2）	外来：1医療機関あたり1日600円を限度に月2回まで自己負担 入院：1割負担で2,400円まで自己負担
	低所得（※3）	改正後も変更はありません（外来：1医療機関あたり1日400円を限度に月2回まで自己負担、入院：1割負担で1,600円まで自己負担）

（※1）収入－必要経費－諸控除（*雑損、医療費、社会保険料〈8万円まで〉、障害、勤労学生など）。養育費の8割を含みます（※2）低所得以外の人（※3）市（町村）民税非課税世帯で所得（養育費を含まない）80万円以下（※4）現行の低所得者は改正後も助成対象となります

老人医療費助成制度 母子家庭等医療費助成制度が改正

県の制度改正に伴い7月1日から

「老人医療費助成制度」の助成内容と「母子家庭等医療費助成制度」の所得制限と助成内容が改正されます。限られた財源の中で、持続・安定的な制度とするための見直しです。ご理解とご協力をお願いします。詳しくは医療助成・年金課 ☎ (740) 1108へ。

【老人医療費助成制度】

医療制度の見直しにより70～74歳の自己負担割合が2割とされることから、老人医療費助成制度の自己負担割合などを表1の通り改正します。ただし、生年月日が昭和24年6月30日以前の人は改

表1 老人医療費助成制度

	現行		改正後	
対象者	65～69歳			
所得条件	世帯全員が市（町村）民税非課税で、かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下			
助成内容	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	自己負担割合	自己負担限度額（月額）
	区分Ⅰ（※1）	1割 外来：8,000円 入院：15,000円	2割	外来：8,000円 入院：15,000円
	区分Ⅱ（※2）	2割 外来：8,000円 入院：24,600円	2割	外来：12,000円 入院：35,400円

（※1）世帯員全員の所得がない人（「公的年金等控除額」は80万円として計算）（※2）区分Ⅰ以外の人

整骨院や接骨院での治療 保険は適用される？

柔道整復施術は保険対象外の場合があります

柔道整復師の治療を受ける時は、負傷の原因を施術機関に正確に伝えてください。施術が長期にわたる場合は内科的要因が疑われるので、医師の診断を受けましょう。領収書は必ず受け取り、大切に保管してください。施術日や治療内容について、国民健康保険課から電話または文書で照会する場合があります。負傷部位、施術内容、施術年月日の記録などを保管し、本人が回答できるようご協力をお願いします。詳しくは国民健康保険課 ☎ (740) 2006へ。

使える？使えない？

【健康保険が使える場合】医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲および捻挫など（肉離れを含む）と診断または判断され、施術を受けた時（骨折と脱臼は応急手当を除き、医師の同意が必要）▷内科的要因による疾患ではないもの
※日常生活やスポーツ中に転んで膝や腰を打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出た時

【健康保険が使えない場合】単なる（疲労性・慢性的な要因から来る）肩こり、筋肉疲労▷慢性病や症状の改善のみられない長期の施術▷医療機関（整形外科など）で同じ負傷などを治療中のもの▷労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。詳しくは医療助成・年金課 ☎ (740) 1108へ。

	24・25年度	26・27年度
均等割額	46,003円	47,603円
所得割率	9.14%	9.70%

※軽減該当により、25年度よりも減額となる場合もあります

後期高齢者医療制度の保険料改定

平成26・27年度の後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました。①保険料率（均等割額・所得割率）の変更（右表）②年間保険料額の上限が55万円から57万円に変更③所得の低い人の軽減を拡大。

